

日本肥満症治療学会会則

第1条（名称）

本会は、「日本肥満症治療学会」とし、英語名は Japanese Society for Treatment of Obesity (JSTO) と称する。

第2条（目的）

本会は、肥満症の治療を中心に、基礎的、臨床的に研究・討議し、科学的で適切な治療指針を出し、有効かつ安全な肥満治療の普及をはかり、合併症予防、健康回復に寄与する。

第3条（部会）

1. 部会として、「肥満外科治療部会」を設けて、英語名は、Japanese Society for the Surgery of Obesity and Metabolic Disorders (JSSO) とする。
2. 本部会の運用に必要な事項は別に定める。
3. 必要時、新たな部会の設置を可能とする。

第4条（事業）

1. 本会は、年1回以上の学術集会を開催する。
また、一般市民への肥満症医療に関する啓発活動を行う。

第5条（会員）

1. 会員は、本会の目的に賛同し、本会の所定の手続きにより、承認され、定められた会費を納めたものとする。
2. 会員は、次のものより構成される
医師、栄養士、看護師、薬剤師、理学療法士、臨床心理士、ソーシャルワーカー等の医療者および賛助会員
3. 入会を希望するものは、会長に届け出で、理事会・評議委員会で承認を受ける。

第6条（役員）

本会は、次の役員をおく

1. 理事長 1名、 副理事長 1-2名、 理事 30-40名
2. 評議員 約150名
3. 監事 2名
4. 顧問 数名

第7条（役員の職務）

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、不在の時は業務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、理事長、および学術集会の当番世話人（会長）を選出し、会の運営に当たる。

4. 評議員は、本会活動の執行にあたる。
5. 監査は、本会運営（会計も含む）の監査業務を行う。

第8条（学術集会）

学術集会は、当番世話人の責任において行う。

第9条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金などをもってこれに当てる。

第10条（会計）

1. 会計年度（改定）は4月1日より3月31日までとする。
 2. 年会費は次のとおりとする。
 - (1) 医師（理事・評議員） 15,000円（改定）
 - (2) 医師（一般） 10,000円（改定）
 - (3) 医師以外の医療従事者 5,000円（改定）
 - (4) 賛助会員 50,000円（一口）
- 会計監査は、監査2名が行う。

第11条（退会）

退会を希望するものは、その旨を会長にとどけなければならない。その場合、既納の会費は返付しない。連続して、3年間会費を納入しないものは退会と見なす。

第12条（運営）

規約委員、学術集会プログラム委員、雑誌編集委員等を置く。委員の任命は、理事長が行う。

第13条（事務局）

本会は事務局を、東京都文京区本郷三丁目3-11 株式会社コンパス内におく。

第14条

本会則は、平成20年6月16日より開始する。

尚、第10条（会計）の会計年度と会費は、平成23年4月1日改定し、施行する。

尚、第10条（会計）の会費は、平成30年4月1日改定し、施行する。

以上